

# 住民税非課税世帯等への 新たな7万円の物価高騰に対する支給

飯塚市HP

重点支援交付金の低所得世帯支援枠の拡充に伴い令和5年度住民税非課税世帯等に1世帯あたり7万円を現金で支給します。

対象世帯の世帯主には、令和6年1月中旬以降に手続きのご案内を発送します。  
詳細は、決まり次第、市のホームページ(右記QRコード)などでお知らせします。



## 給付対象者

- 基準日(令和5年12月1日)時点で飯塚市に住民票がある世帯のうち、世帯全員の令和5年度の住民税均等割(令和4年中の収入を基に算定)が非課税である世帯
  - ※ 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は支給対象外となります。
  - ※ 令和5年度課税情報は令和5年11月末日時点のデータを参照し、対象者を抽出しています。

## 申請方法

- 世帯全員が令和5年1月1日以前から飯塚市にお住まいの場合  
対象世帯の世帯主に、令和6年1月中旬から案内通知(「支給のご案内」「支給要件確認書」)を順次発送します。支給要件確認書に必要事項を記入し、返送してください。
- 世帯の中に令和5年1月2日以降に飯塚市へ転入された方を含む場合  
転入された方については、転入前の自治体へ課税状況等の照会が必要となるため、対象世帯の世帯主には、令和6年2月上旬から案内通知を順次発送します。
  - ※ 条件により転入前の自治体に照会ができない場合があります。支給対象者に該当するにも関わらず発送予定時期を過ぎても案内通知が届かない場合は、臨時特別給付金コールセンターまでご連絡ください。
  - ※ 世帯の中に令和5年度の住民税未申告者等を含む場合は支給の対象となりません。  
12月1日以降に修正申告等を行った場合は臨時特別給付金コールセンターまでご連絡ください。



## 給付額

- 1世帯あたり7万円

## 支給時期

- 令和6年1月末頃支給開始
  - ※ 支給要件確認書を市役所で受理した日から3週間程度で支給します。
  - ※ 支給要件確認書に不備があった場合は支給が遅れる場合があります。



配偶者やその他親族からの暴力等を理由に飯塚市に避難している方も対象となる場合があります。  
臨時特別給付金コールセンターまでご連絡ください。

- 給付金をかたった「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

## お問合せ

飯塚市 臨時特別給付金コールセンター

☎0948-23-7870(平日 9時~17時) / FAX: 0948-21-6356